



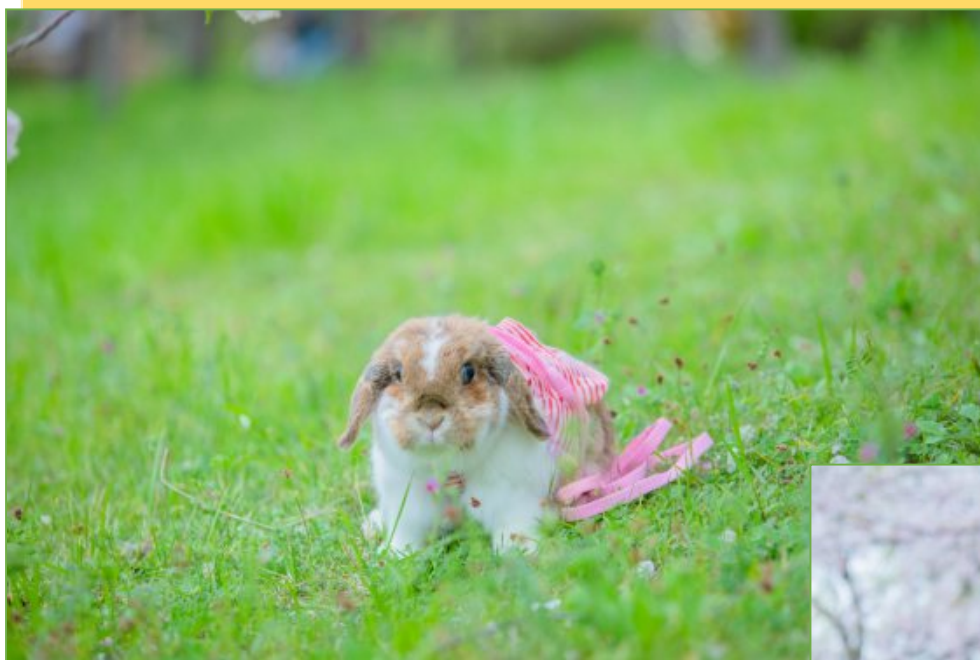
近畿税理士会 泉大津支部だより

発行 令和 5 年 1 月 25 日

5 年新春号

No. 49

発行 / 近畿税理士会泉大津支部 支部長 高岩 弘至
事務局 泉大津市二田町 1 丁目 11-15 オークハイツⅢ301 号
編集委員 / 中島 浩・岩間新吾・山口秀美・松本直哉・奥西俊伸・高橋英晴



<写真：高橋 英晴 先生>



【5 年新春号 主な内容】

1 面 写真『うさぎ』
2 面 中島副支部長あいさつ
3 面 寄稿『支部ゴルフに参加して』
4 面 第 48 回誌上研修
『税務調査に関する改正について』

6 面 寄稿『日帰り支部バス旅行に参加
しました』
7 面 泉大津税務署からのお知らせ、
会員の異動
8 面 最新研修 DVD の紹介、
原稿・写真募集、編集後記



新年のごあいさつ

副支部長 中島 浩

新年あけましておめでとうございます。久しぶりの行動規制を伴わない正月、泉大津支部の会員先生方はいかがお過ごしされたでしょうか。

旧年中は、支部の会務運営に対し、深いご理解と多大なるご支援、ご協力を賜りまして心より厚く御礼申し上げます。本年も昨年同様、よろしくお願い致します。新型コロナウイルス感染症もいまだ収まらず、インフルエンザも同時に流行しているといわれている状況ではありますが、感染症対策をとりながら支部行事を行っていきたいと思っております。

私は、「広報」と「租税教育」を担当させていただいております。

広報におきましては、年2回の支部だよりを発行しておりますが、できる限り多くの会員先生に参加して頂けるよう心掛けております。また、昨年には支部会員名簿を更新発行させていただきました。皆様のご協力に感謝いたします。今回の更新の際にも新しい会員先生が増えており、この名簿が皆様のお役にたてれば、と思っております。今後も定期的に更新することを検討しておりますので、その際はよろしくお願い致します。

租税教育としましては、小学校・中学校を中心とした租税教室の講師依頼に対応すべく、租税教室の講師育成に力を入れ、本会等で行われている講師養成研修会に参加しておりますが、やはり講師が不足しております。会員先生方のご協力が必要となりますので、どうかよろしくお願い致します。また、学校のカリキュラムの変更により、租税教室の開催時期が今までは1月頃に集中しておりましたが、今後は6月から7月頃に集中すると思われます。コロナ禍で減少していた租税教室も少しずつ増えていくと思われますので、会員先生方のご協力をお願い致します。

結びにあたり、会員先生方のご健康、ご多幸そして事業のご繁栄を祈念致しまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



保険事業

全国税理士共済会

～暮らしと事業の安心保障。充実したプランで給与先を応援～
VIP 大型総合保障制度

～少子高齢化時代の公的年金を補完。豊かなエンディング・ライフを実現～
全額共年金

近畿税理士企業共済会

～企業の健全な発展のため～
総合事業保障プラン

その他

団体所得補償制度、新・団体医療保険、自動車保険
火災保険、ゴルフ保険

積立年金事業

～税理士及びその従業員が加入できる拠出型企業年金保険～
数会積立年金制度 ※前71歳まで加入できます。

共済制度

～個人事業主または会社役員等の退職金にそなえる～
小規模企業共済制度
～中小企業の遺族生活にそなえる～
経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)
～従業員の高齢生活にそなえる～
中退共済(中小企業退職金共済制度)

あっせん事業

～多方面にわたる業務提携。組合員特約を是非ご活用ください～
税理士業務 / 不動産 / クレジットカード / ローン /
健康(健康保険など) / レジャー・エーション(旅行・保険・ゴルフなど) /
その他(生活相談、衣料品、ホームセキュリティなど)
※一部WEB限定(書籍、電化製品など)

大阪・奈良税理士協同組合

Osaka-Nara Tax Accountants Association

〒540-0012 大阪市中央区番町1-5-4 近畿税理士会館11階 TEL 06-6941-6888/FAX 06-6947-2800



支部ゴルフに参加して

真奥 隆

令和4年12月2日、泉ヶ丘カントリークラブにて支部忘年ゴルフコンペが開催されました。支部ゴルフは、支部の厚生事業として年4回(4月・7月・10月・12月)のコンペが開催されていましたが、新型コロナウイルスの感染拡大により2年間中止となっていました。令和4年の7月からようやく再開できるようになっていました。

当日は、前日からの急な寒暖差もあり朝はかなり寒かったことと、サッカーW杯の日本対スペイン戦が朝4時からあったこともあり、参加された先生方は寝不足気味？でした。

当日は、同組でラウンドしたメンバー(石谷先生・吉田先生)にも恵まれ和気藹々楽しくラウンドさせていただきました。

前半の葛城コースの8番ではゴルフ人生初のバンカーからのチップインバーディーが決まりました。普段からバンカーショットは苦手中の苦手で、この日も3番ホールで一回では出すことができませんでした。バンカーショットのコツは、今でもよくわかりませんが……。こういうラッキーショットもゴルフの楽しみのひとつかな、と思っています。



後半の岩湧コースではOB2発にシャンクにと乱れましたが、無難に終えることができ、ハンデのおかげもあり優勝することができました。

今回は、ゴルフと忘年会有り幹事はいつもより大変だったと思います。中塚先生・馬場崎先生ありがとうございました。

次回は石谷先生と私が幹事をさせていただきます。確定申告明けの4月開催を予定しております。繁忙期が終わって春の暖かい陽気と桜を見がてら支部ゴルフに参加していただければと思っています。多数のご参加宜しくお願い致します。





第 48 回誌上研修

『税務調査に関する改正について』

研修委員 馬場崎 淳

◆証拠書類のない簿外経費への対応

1 創設の背景

これまで、所得税及び法人税の税務調査において、納税者が税務職員から売上除外や架空経費などの仮装・隠蔽を指摘された後、簿外経費があることを主張するケースが見受けられました。その場合、真実の所得を把握するための税務当局の執行に係るコストが多大となり、行政制裁等を適用する際の立証に困難が伴う場合もあります。

また、記帳義務の不履行や税務調査時の簿外経費の主張に対する不利益がない中では悪質な納税者が利益を得るような事例も散見していることなどもあり、罰則的な意味合いも含め制度が創設されました。

2 制度の内容

法人又は不動産所得、事業所得等を生ずべき業務を行う者又は雑所得を生ずべき業務を行う者でその年の前々年分の雑所得の収入金額が 300 万円を超える個人が、事実の仮装・隠蔽がある又は無申告の年分において、確定申告（更正を予知する前の修正申告を含みます）における所得金額の計算の基礎とされなかった間接経費の額（原価の額（資産の販売・譲渡に直接要するものを除きます）、費用の額及び損失の額）は、次を除き必要経費等に算入できないこととされました。

- ① 間接経費の額が生じたことを明らかにする帳簿書類等を保存する場合（災害等により保存することができなかったことを納税者が証明した場合を含みます）
- ② その保存する帳簿書類等により取引の相手先が明らかであり又は取引が行われたことが推測される場合であって、反面調査等により税務署長がその取引が行われたと認める場合

3 適用時期

納税者が個人の場合は、令和 5 年分以後の所得税について適用。

法人の場合は、令和 5 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用されます。



◆帳簿の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置

1 創設の背景

記帳義務の適正な履行を担保し、悪質な納税者に対応するため、帳簿の不保存や記載不備の未然防止に向けて過少申告加算税や無申告加算税の加重措置が講じられます。

2 制度の内容

納税者が、一定の帳簿に記載すべき事項に関し所得税、法人税又は消費税（輸入消費税を除きます）に係る修正申告書等の提出又は更正・決定の通知があるよりも前に税務調査等で国税職員から帳簿の提示や提出を求められたにもかかわらず提示しない又はその記載が不十分である場合には、その帳簿に記載すべき事項に関し生じた申告漏れ等に課される過少申告加算税・無申告加算税の額については、通常課される過少申告加算税（10%）又は無申告加算税（15%）にその申告漏れ等に係る所得税等の金額の5%（不提示や記載が著しく十分である場合は10%）に相当する金額が加重されます。

ただし、災害等が理由の場合など納税者の責めに帰すべき事由がない場合には適用されません。

なお、上記の帳簿の記載が「不十分である場合」及び「著しく不十分である場合」は、以下のとおり判定されます。

- 記載が不十分である場合……帳簿に記載すべき売上金額又は業務に係る収入金額のうち3分の1以上が記載されていない場合 加重5%
- 記載が著しく不十分である場合……帳簿に記載すべき売上金額又は業務に係る収入金額のうち2分の1以上が記載されていない場合 加重10%

3 適用時期

令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。





日帰り支部バス旅行に参加しました

赤坂 俊次

行楽日和に恵まれた 10 月 22 日(土)、近江八幡への支部旅行に参加させていただきました。

コロナ禍以前は、1泊2日で(めったに行けないような)遠方への支部旅行も可能でしたが、今回も前年に引き続き近郊への日帰りバス旅行となりました。しかし、日帰りだからこそ参加してくださった先生も居られ、「日帰りもまた良し」と感じました。

朝 7:30 テクスピア前に集まった参加者は、自宅等での検温結果を厚生担当の先生に報告し、OK をもらってから参加費を支払いバスに乗り込みました。

速やかに 20 名全員が乗車し、バスは出発予定を繰り上げ幸先よく発車しました。頃合いを見て高岩支部長が挨拶をし、困難な状況下でのバス旅行の実現に漕ぎ着けた厚生担当の先生方の労をねぎらった後、昼食の近江牛に言及し、「正真正銘の近江牛を名店で味わえる機会であり、楽しみにして欲しい」旨のインパクト強めのお話がありました。



しかも運良く、今回のバス旅行に全国旅行支援が適用されることが分かり、後日、5,000 円の返金があるとのことのお話もあり、すっかり“美味しい口”状態になった参加者からは、「5,000 円の返金は要らんから肉の追加してくれへんかなあ〜」との囁き(笑)も漏れてきました。

1 人で 2 席利用のゆったりした大型バスは第二京阪から京滋バイパスへと快調に進み、最初の目的地に着きました。桜の季節には大変な混雑になる近江八幡の水郷めぐりも、紅葉にはまだ早いこの時期は空いていて、手漕ぎ和船に分乗して、のんびりと満喫しました。年季の入った船頭さんの話も楽しかったです。

その後、お待ちかねの昼食会場「まるたけ近江西川」に到着。お店の前には入店待ちの人が溢れ、紛れもない名店であると改めて感じました。名店特有の良い香りに誘われて 2 階の宴会場に進み、事前に選択していた「すき焼きコース」に着席。惚れ惚れする様な見事な近江牛を二度見し、写真を撮って、すき焼きチームの仲間 6 人と共に「すき焼きコースの選択に誤りはなかった」ことを自画自賛し合いました。

乾杯の後、各自の小鍋に火が入り、自分好みのタイミングで近江牛を投入し、絶品の味わいに舌鼓を打ちました。なお、鉄板焼きチーム、しゃぶしゃぶチームも文字通りご満悦の様子でしたので、今回の三択はハズレなしの皆正解だったことが分かりました。

大満足の昼食後は、ボランティアガイドさんと共に近江商人コースの街並みを散策し、「三方良しの精神」を始めとする近江商人の真髄に触れました。

帰路、立ち寄ったラコリーナ近江八幡では、長蛇の列にやや気後れしながらも、出来たてのパウムクーヘンを大人買いしてご満悦の先生方も多く、実り多いバス旅行となりました。これもひとえに、コロナ禍で先行きの見通しが立ちにくい中、ご準備いただきました厚生担当の先生方のお陰と心より感謝申し上げます。

最後になりましたが、支部旅行は、行程の中身が充実していて、行く先々で、折に触れて博識の諸先生方から味わい深いコメントが聞けるのが楽しいです。今まで参加されたことの無い先生方も、ぜひ、ご参加いただければ嬉しいです。





泉大津税務署からのお知らせ

◆確定申告期の閉庁日対応について

対 応 日	令和 5 年 2 月 19 日 (日)・26 日 (日)
会 場	堺税務署 (堺署・泉大津署合同会場)
業 務	確定申告相談・収受



◆振替納税の振替日

納期等の区分	納 期 限	振 替 日
申告所得税及び 復興特別所得税	令和 5 年 3 月 15 日 (水)	令和 5 年 4 月 24 日 (月)
消費税及び地方消費税 (個人事業者)	令和 5 年 3 月 31 日 (金)	令和 5 年 4 月 27 日 (木)

会 員 の 異 動

令和 5 年 1 月 20 日現在・・・会員数 116 名 (内税理士法人 5)

<入 会>

R4.08.25 ^{はらだ ひろし} 原田 寛司 先生 (社員)

登録番号：149255

和泉市桑原町 247-6 税理士法人パートナーズ 関西

TEL：0725-45-0063/FAX：0725-44-1832

R4.11.21 ^{ふじわら かずひこ} 藤原 一彦 先生 (開業)

登録番号：150010

和泉市三林町 690 番地の 1

TEL：0725-55-2034/FAX：0725-55-2034

<業務廃止>

R4.10.28 市野 修 先生

<ご逝去>

～謹んでお悔やみ申し上げます～

R4.02.09 松田 正巳 先生



最新研修DVDの紹介

支部事務局では、研修DVDを整理保管しておりますので、自己研鑽の一助としてご活用ください。
また新着情報につきましては、支部だより等で随時お知らせします。

＜マルチメディア研修（日税連）＞
「令和4年度税制改正について」

＜全国統一研修会＞
「配偶者居住権等の課税実務（評価・相続・譲渡）」
「相続税に関する事例検討」
「資本取引に係る会計と税務
～自己株式、減資等～」
「相続税調査の実態から申告実務を考える
～「相続お尋ね」「コロナ禍状況」「調査実体」
「資産税の諸問題 一見落としがちな事案を
中心に～」
「インボイス制度における実務と導入に向けての
準備」
「税務調査における適正手続・事前通知から終了
手続・附帯税・処分後の不服申立手続まで」

＜中小企業支援に係る研修会＞
「中小企業の事業承継支援について／中小企業
等の再生支援について」

＜大阪・奈良税理士協同組合主催＞
「争族・争続の実例から学ぶ、税理士が知って
おきたい相続法」
「令和4年税理士法改正と今後の展望」



原稿・写真募集 !!

この支部だよりは、支部ホームページでもご覧になれます。

アドレス <http://www2.kinzei.or.jp/~izumi/>

広報委員会では常時原稿・写真を募集しております。

寄稿はお気軽に、趣味・エッセイ・業務に関すること・日頃の疑問等、テーマはご自由ですので、是非ともご寄稿をお願いいたします。

写真もテーマはご自由に撮影場所等記載のうえお送りください。

なお、印刷上、写真は背景が青空など日中の明るい場所が好ましいです。夜景等は、わかりにくい傾向があります。

また、お送りいただいた原稿・写真は、紙面に限りがあり、掲載できない場合もありますので、その際はご了承ください。

お問い合わせは、泉大津支部事務局まで

TEL：0725-33-7400 / FAX：0725-33-7405

e-mail：izumiootusibu@theia.ocn.ne.jp

編集後記

新年あけましておめでとうございます。今年もよろしく願いいたします。

さて、今回の新春号ですが、皆様のご寄稿のおかげで完成しました。広報と租税教育担当の中島副支部長のごあいさつでしたが、昨年11月に皆様のご協力によりまして会員名簿を発行できました。

馬場崎先生の「税務調査に関する改正について」ですが、私は通則法に疎く大変勉強になりました。支部ゴルフ・支部旅行と様々な企画がウィズコロナでなんとか遂行でき、先生方の寄稿により交流の大切さがひしひしと伝わってきました。

これから繁忙期に突入し、またインボイス対応に追われる日々が続きますので、皆様もくれぐれもご自愛ください。(N.M)

